

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月3日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社日立製作所

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

【電話番号】 03 - 3258 - 1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 海保 太郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項なし

【代理人の住所又は所在地】 該当事項なし

【最寄りの連絡場所】 該当事項なし

【電話番号】 該当事項なし

【事務連絡者氏名】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社日立製作所
(東京都千代田区丸の内一丁目6番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社日立製作所をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日立メディコをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 対象者のファイナンシャル・アドバイザー(その関連会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月14日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,752
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(d)	24,396
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)	38,632
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	37.68
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(14,752,335株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株券等は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年11月12日に提出した第98期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(39,540,000株)から、同四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(391,265株)を控除した株式数(39,148,735株)に係る議決権の数(39,148個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,752
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(d)	24,396
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)	38,632
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	37.68
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(14,752,335株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株券等は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年11月12日に提出した第98期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行する全ての株式(ただし、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(39,540,000株)から、同四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(391,265株)を控除した株式数(39,148,735株)に係る議決権の数(39,148個)を分母として計算しております。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,456(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	24,456		
所有株券等の合計数	24,456		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式393,765株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数60個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注3) なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	24,484(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	24,484		
所有株券等の合計数	24,484		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式393,765株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数88個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（訂正前）

（平成25年11月14日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	60(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	60		
所有株券等の合計数	60		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

（注1）特別関係者である対象者は、対象者株式393,765株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

（注2）上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数60個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年11月14日現在）（個）(g)」に含めておりません。

（注3）なお、当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	88(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	88		
所有株券等の合計数	88		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式393,765株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数88個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	吉野 仁志
住所又は所在地	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
職業又は事業の内容	株式会社日立メディコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	吉野 仁志
住所又は所在地	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
職業又は事業の内容	株式会社日立メディコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	手嶋 俊明
住所又は所在地	中華人民共和国江蘇省蘇州市工業園区同勝路90号 (日立医療系統(蘇州)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	日立医療系統(蘇州)有限公司 董事長
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	勝倉 教文
住所又は所在地	東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号 (日立アロカメディカル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立アロカメディカル株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	森 和廣
住所又は所在地	東京都港区西新橋一丁目24番14号 (株式会社日立ハイテクノロジーズ所在地)
職業又は事業の内容	株式会社日立ハイテクノロジーズ 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社日立ハイテクノロジーズ CSR本部 法務部 連絡場所 東京都港区西新橋一丁目24番14号 電話番号 03-3504-7111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	近藤 直己
住所又は所在地	東京都品川区西五反田一丁目31番1号 (日立メディカルコンピュータ株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立メディカルコンピュータ株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	清水 正巳
住所又は所在地	中華人民共和国江蘇省蘇州市工業園区同勝路90号 (日立医療系統(蘇州)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	日立医療系統(蘇州)有限公司 副董事長
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	橋谷田 三男
住所又は所在地	東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 (株式会社日立ビルシステム所在地)
職業又は事業の内容	株式会社日立ビルシステム 監査役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	松尾 仁司
住所又は所在地	Sumpfstrasse 13. 6300 Zug, Switzerland (Hitachi Medical Systems Europe Holding AG所在地)
職業又は事業の内容	Hitachi Medical Systems Europe Holding AG 取締役 (CEO)
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	河野 敏彦
住所又は所在地	東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号 (日立アロカメディカル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立アロカメディカル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	田口 靖
住所又は所在地	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 (朝霞・三園ユーティリティサービス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	朝霞・三園ユーティリティサービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年11月14日現在)

氏名又は名称	田那村 圭一
住所又は所在地	中華人民共和国江蘇省蘇州市工業園区同勝路90号 (日立医療系統(蘇州)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	日立医療系統(蘇州)有限公司 董事(総経理)
連絡先	連絡者 株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部 連絡場所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 電話番号 03-3526-8880
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

(訂正前)

< 前略 >

吉野 仁志

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 吉野仁志は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式379株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

(注2) 吉野仁志は、小規模所有者に該当いたしますので、吉野仁志の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

吉野 仁志

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計 数)	()		

(注1) 吉野仁志は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式379株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

(注2) 吉野仁志は、小規模所有者に該当いたしますので、吉野仁志の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

手嶋 俊明

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	7	—	—
所有株券等の合計数	7	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 手嶋俊明は、小規模所有者に該当いたしますので、手嶋俊明の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

勝倉 教文

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	5	—	—
所有株券等の合計数	5	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 勝倉教文は、小規模所有者に該当いたしますので、勝倉教文の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

森 和廣

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	5	—	—
所有株券等の合計数	5	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 森和廣は、小規模所有者に該当いたしますので、森和廣の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

近藤 直己

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 近藤直己は、小規模所有者に該当いたしますので、近藤直己の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要
項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数
(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

清水 正巳

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 清水正巳は、小規模所有者に該当いたしますので、清水正巳の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要
項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数
(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

橋谷田 三男

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 橋谷田三男は、小規模所有者に該当いたしますので、橋谷田三男の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成25年11月14日現在) (個) (g)」に含めておりません。

松尾 仁司

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	2	—	—
所有株券等の合計数	2	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 松尾仁司は、小規模所有者に該当いたしますので、松尾仁司の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成25年11月14日現在) (個) (g)」に含めておりません。

河野 敏彦

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 河野敏彦は、小規模所有者に該当いたしますので、河野敏彦の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田口 靖

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 田口靖は、小規模所有者に該当いたしますので、田口靖の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田那村 圭一

(平成25年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計 数)	()	—	—

(注) 田那村圭一は、小規模所有者に該当いたしますので、田那村圭一の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成25年11月14日現在) (個) (g)」に含めておりません。